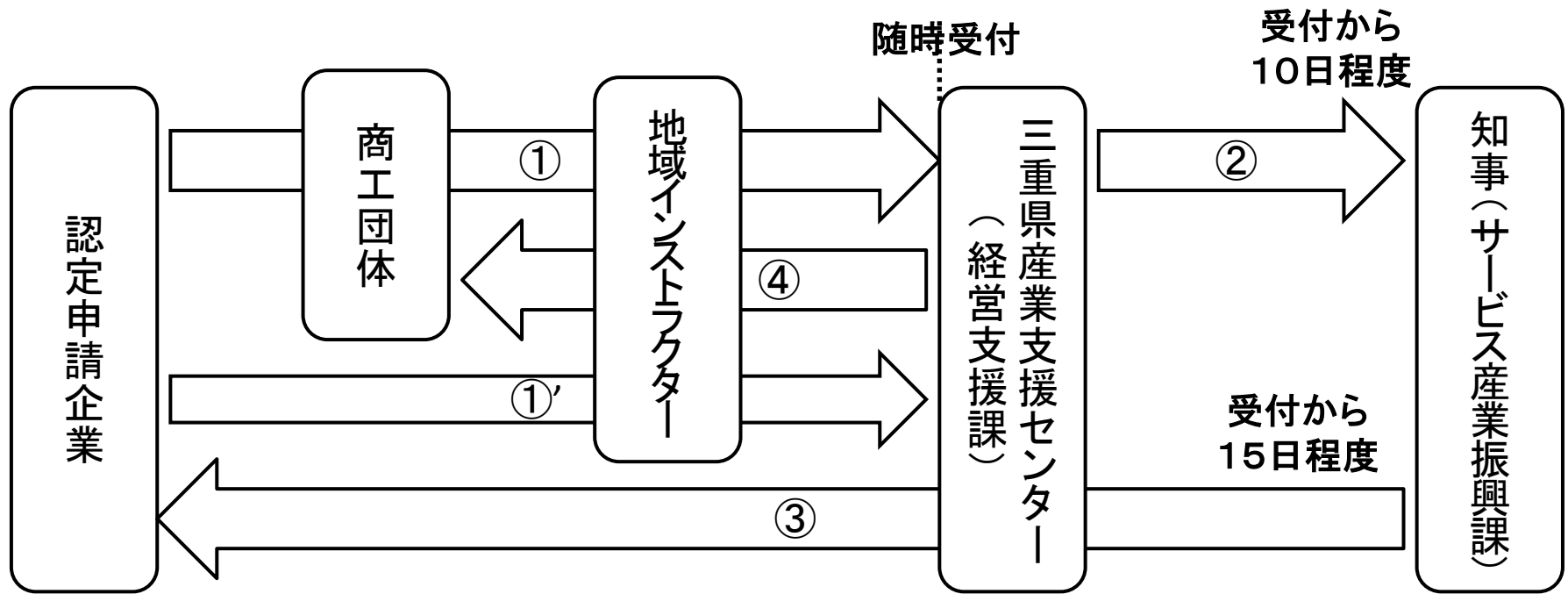


■三重県版経営向上計画事務の流れ(ステップ1・2)



- ① 認定申請企業は、申請書一式2部を商工団体を通じ、地域インストラクターを経由して、三重県産業支援センター(以下「センター」という。)経営支援課に提出する。(商工団体を通じない場合は①')
- ② センターは、認定申請企業から提出された申請書一式について、計画内容、その他の要件の確認等を行い、適当と認めたものについて、知事(サービス産業振興課)に送付する。
(外部審査会を行わない。)
- ③ 知事は、センターから申請書一式が提出されたときは、計画を認定基準により審査し、適合することを確認したものについて経営向上計画として認定し、センター経由で認定書を認定申請企業に交付する。(不認定の場合は不認定通知書を交付する。)
- ④ センターは、審査結果を地域インストラクターに通知するとともに、商工団体を通じて提出されたものについて、結果通知書を地域インストラクターを経由して商工団体に送付する。